

福岡県公報

平成21年6月19日
第 2 9 8 0 号

目 次

告 示 (第1039号 - 第1049号)	
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	2
県営住宅家賃及び県営住宅駐車場利用料の収納事務の委託 (県営住宅課)	2
宅地建物取引業者の業務の停止 (建築指導課)	2
保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課)	2
道路の区域の変更 (道路維持課)	3
解除に係る保安林の所在場所等 (森林保全課)	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
公 告	
平成21年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課)	4
落札者等の公示 (総務事務センター)	6
公安委員会	
技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課)	7

告 示

福岡県告示第1039号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 トリアス久山イーストゾーン（1）
 - 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1040号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 トリアス久山ウエストゾーン（1）
 - 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1041号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアス久山イーストゾーン(1)

(2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1042号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアス久山ウエストゾーン(1)

(2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1043号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅家賃及び福岡県営住宅駐車場利用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託先 福岡県住宅供給公社

2 所在地 福岡県福岡市中央区天神5丁目3-1

3 委託期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

福岡県告示第1044号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	事務所の所在地、商号及び代表者の氏名	処分内容
福岡県知事 (1)第15606号	福岡市早良区野芥4-45-51 有限会社エステートSAI 代表者 恵美須 健也	宅地建物取引業務の全部の停止（平成21年6月22日から平成21年6月27日までの6日間）

福岡県告示第1045号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字挾間1072、1073、1350、1430、1445、1449、1450

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	小 竹 下 府 線	前	糟屋郡新宮町上府1061番1先から 同郡同町上府1270番3先まで	16.0 ~ 35.0	287.0
			前	同上	11.0 ~ 11.5	303.0

行 橋	県 道	天 生 田 吉 国 線	後	同上	16.0 ~ 35.0	287.0
			前	行橋市大字下検地606番1先から 同市大字下検地171番1先まで	4.7 ~ 11.0	559.0
			後	同上	4.7 ~ 11.0	559.0
			後	同上	11.0 ~ 15.0	565.0
飯 塚	県 道	豆 田 稲 築 線	前	嘉穂郡桂川町大字土居792番1先から 同郡同町大字土居796番11先まで	6.4 ~ 7.4	103.1
			後	同上	8.5 ~ 9.4	103.1

福岡県告示第1047号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字原232の2、233の3、233の4、240の20、250の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1048号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市八坂946番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市八坂983番地2

古賀 浩

福岡県告示第1049号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町片峰中央4丁目1903 - 55、1903 - 203、1903 - 245及び1903 - 255並びにこれらの区域内の道路である町有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪市淀川区北野1丁目9番24号

有限会社清水土地建物 代表取締役 木村 圭佑

公 告

公告

平成21年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 試験職種

ア 学科試験を行うもの

和裁科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

(1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麵科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料

理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) 情報処理科 (121) フォークリフト科 (122) 建築物衛生管理科 (123) 福祉工学科

2 受験資格

ア 和裁科を受験する場合

職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号。) 第46条の表上欄のいずれかの項 (複数可) に該当することにより、和裁科の実技試験の全部の免除を受けることのできる者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号。) 第46条の表上欄のいずれかの項 (複数可) に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者 (パルコニー施工及び電子回路接続を除く。)	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリ	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォーク

フト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) に合格した者	リフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科 (当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練 (職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成5年労働省令第1号) による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの) を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の学科試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
	学科試験
	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。)
	2 関連学科

和裁科	(1) 系基礎学科 ア 裁縫知識 (裁縫工程、裁縫用具、見積り) イ 縫製法 (縫製法、縫製用材料) ウ 安全衛生 (安全管理、衛生管理) (2) 専攻学科 ア 和裁法 (裁縫工程、和服の種類、裁縫法) イ 被服学 (被服史、被服論、被服科学、服装美学)
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期 日	場 所
和裁科	学科試験	平成21年11月30日 (月曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 (〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。)へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票 (受験票には50円切手を、写真票には写真をはること。)

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で作付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒 (定形外角2号封筒) を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。

受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、平成21年10月23日 (金曜日) から平成21年10月30日 (金曜日) とする。ただし、土曜日、日曜日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者の氏名は、平成21年12月18日 (金曜日) に発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問い合わせは、職業能力開発課 (電話 092-643-3604) に行うこと。問い合わせを郵便で行う場合は、あて先及び郵便番号を明記して、80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年6月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る契約事項の名称

コピー用紙単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成21年5月26日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	リコー九州株式会社	福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	28,253,700円
(2)	福岡地区	リコー九州株式会社	福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	16,051,600円
(3)	北九州(北)地区	株式会社網中	福岡県北九州市小倉北区東港2丁目5番1号	6,732,960円
(4)	北九州(南)地区	株式会社網中	福岡県北九州市小倉北区東港2丁目5番1号	2,595,840円
(5)	筑豊地区	リコー九州株式会社	福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	7,454,000円
(6)	筑後(北)地区	株式会社永池	福岡県大野城市大池2丁目24番6号	5,300,520円
(7)	筑後(南)地区	リコー九州株式会社	福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	6,435,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成21年4月15日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第177号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定により、次のように公示する。

平成21年6月19日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る免許の種類

- (1) 大型自動車第二種免許(大型二種)
- (2) 中型自動車第二種免許(中型二種)
- (3) 普通自動車第二種免許(普通二種)
- (4) 大型自動車免許(大型)
- (5) 中型自動車免許(中型)
- (6) 普通自動車免許(普通)
- (7) 大型自動二輪車免許(大自二)
- (8) 普通自動二輪車免許(普自二)
- (9) 大型特殊自動車免許(大特)
- (10) 牽引自動車免許(牽引)

3 審査の実施年月日時、場所等

日時	場所	審査項目
ア 平成21年7月21日(火曜日) 午前9時00分～午後3時00分	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 「福岡県指定自動車学校協会」	知識
イ 平成21年7月22日(水曜日) 午前9時00分～午後5時00分		
平成21年7月24日(金曜日) 午前9時00分～午後5時00分	大野城市下大利3-2-20 「南福岡自動車学校」	技能
平成21年7月27日(月曜日) 午前9時00分～午後5時00分	久留米市大善寺南1-3-3 「大善寺自動車教習所」	技能

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)、審査自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く)に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課(以下「運転免許試験課」という。)へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合 の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	22,450円	左記手数料の額から別表1の免除 される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	24,700円	左記手数料の額から別表2の免除 される審査細目に係る額を減じた額
普通	20,500円	
大自二、普自二、大特、牽引 (以下「特定第一種」という。)	14,100円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成21年7月10日（金曜日）までの（福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成21年7月10日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型二種、中型二種、 普通二種に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型、中型に 係る額	普通に係る額	特定一種に 係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円	6,750円	2,250円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円

4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円
備考			
ア 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては14,950円、「普通車」にあつては11,650円、「特定第一種」にあつては4,650円を減ずるものとする。			
イ 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては4,600円、「普通車」にあつては4,100円、「特定第一種」にあつては4,600円を減ずるものとする。			
ウ 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては23,950円、「普通車」にあつては19,700円、「特定第一種」にあつては13,300円を減ずるものとする。			